

そういえば、 実家の相続って 自分・・・？

家族と話せる時間、
実は限られています。
家の未来について、
話し合っていますか。



空き家を放置するとこんなことになるかも…

1

屋根瓦や壁の
落下により
通行人にけが

2

不審者の侵入や
不法投棄などで
地域に迷惑

3

住宅用地の特例が
適用されず
固定資産税増

相続や空き家のこと、もっと知ろう。

きちんと相続 神戸市 

2024年4月、
相続登記義務化!

